

# 土と水と人と

## 会津北部土地改良区広報

第89号 令和3年6月1日発行

会津北部土地改良区

〒966-0017 福島県喜多方市関柴町

三津井字前田454-1

TEL 0241-22-7356

FAX 0241-22-7396

URL [www.aizuhokubu.or.jp](http://www.aizuhokubu.or.jp)

E-mail [info@aizuhokubu.or.jp](mailto:info@aizuhokubu.or.jp)

### 目次

- ・理事長挨拶.....2
- ・第45回通常総代会開催.....2
- ・令和3年度事業計画・予算.....3
- ・令和3年度賦課基準と期限内納付のお願い.....6
- ・東北農政局会津北部建設所から.....7
- ・事業実施状況.....8
- ・かんがい用水の運用.....10
- ・お知らせ.....11
- ・届出を忘れずに.....12



# 会津北部

組合員数 3,771人 受益面積 4,781.7ha

～田植えと飯豊山～





会津北部土地改良区  
理事長 佐藤 雄一



## 理事長あいさつ

(第45回通常総代会挨拶 抜粋)

第45回通常総代会の開催にあたり、ひと言ご挨拶を申し上げます。総代の皆さまには会津北部土地改良区の業務運営、事業推進にあたり特段のご真意を賜り、誠にありがとうございます。衷心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

この度任期満了に伴う役員改選により、1月20日に行われました理事会において不肖私が理事長の重責を担う事になり、身の引き締まる思いであります。もとより浅学非才であります。総代並びに組合員の皆様方の負託に応えるべく、職務に邁進するべく決意を新たにしているところでございます。

さて近年の農業農村を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中、公共的な財産である土地改良施設の管理組織として、これまで以上に地域農業の振興と活性化、環境保全等に貢献していく事が求められていると思います。昨今の農家の現状を見ますと農業従事者の高齢化又は後継者不足等により土地改良区を取り巻く状況も、ますます厳しくなっております。これらの事から土地改良区が農村地域における水と農地の管理主体として、役割を十分に果たすとともに会津北部地域の発展並びに組合員の営農の安定化をはかるために今後も各種事業の推進に努めて参る覚悟であります。

現在施工中の国営かんがい排水事業会津北部地区や県営水利施設等保全高度化事業などが国、県、市町村をはじめ関係機関のご尽力により、それぞれの事業が順調に進捗しているところでございます。

なお本日は令和2年度の一般会計及び大平沼発電事業特別会計の収支補正予算、不納欠損処分並びに、令和3年度の事業計画、一般会計収支予算及び大平沼発電事業特別会計収支予算等の全7議案の提出を致しております。総代の皆様には慎重なる審議を頂き、全議案全会一致の議決を賜りますようお願いを申し上げます。まして、簡単ではありますが挨拶と致します。

## 第45回 通常総代会 開催

### 提出議案

- ・報告第1号 令和2年度下半期中間監査報告について
- ・議案第1号 令和2年度一般会計収支補正予算について
- ・議案第2号 令和2年度大平沼発電事業特別会計収支補正予算について
- ・議案第3号 過年度発行賦課金の不納欠損処分について
- ・議案第4号 令和3年度事業計画について
- ・議案第5号 令和3年度賦課金の賦課徴収及び地区除外決済金について
- ・議案第6号 令和3年度一般会計収支予算について
- ・議案第7号 令和3年度大平沼発電事業特別会計収支予算について



堀総括監事による監査報告



議長を務め議事を進める渡部総代



承認をする総代の皆様

第45回会津北部土地改良区通常総代会は、令和3年3月26日午前9時より当区大会議室において、新型コロナウイルス感染対策を取りながら開催されました。

総代定数50名中45名の出席を得て、議長に渡部 信夫総代（豊川町）が選出され、議事録署名人に五十嵐 仁総代（関柴町）、石田 久雄総代（慶徳町）が指名されました。

報告1件、議案7件について慎重に審議されたのち、全議案原案のとおり可決承認決定されました。

# 令和3年度 事業計画・予算

## 1. 事業計画

### (1) 日中ダム水系基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則 (期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	36,384千円	代かき期：5月 6日～ 5月20日 普通期：5月21日～ 9月 6日 非かんがい期：9月 7日～翌5月 5日	国営施設：日中ダム等 H30.2 農林水産大臣 県営施設：半在家等 H30.2 福島県知事 団体営施設：中江堰等 H27.7 会津北部土地改良区

※非かんがい期においては、管理対象施設の保全及び地域用水確保の観点から、水利使用規則に定める非かんがい許可量と年間総取水量を超えない範囲で、管理用水の通水に努める。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記			
中央管理センター	—				4,558.0	TM/TC 親局1 子局27 (国19・県8) 遠隔操作・監視・情報記録			
松野頭首工	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	518.9	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.917m³/s			
下台頭首工	田付川				445.7	可動堰 河川ゲート1門 取水工左岸 最大取水量1.663m³/s			
塩川頭首工	田付川				522.2	可動堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量1.640m³/s			
大平沼ダム	濁川				福島県 (農林水産省)	土地改良区 農林水産省	譲与 受託	609.9	堤体：県営災害復旧 S43 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量1,848千m³
関柴ダム	姥堂川	471.2	堤体：県営大規模かん排 S34 譲与 河川法ダム 取水放流：国営かん排 H3 管理受託 有効貯水量 935千m³						
半在家頭首工	濁川	福島県	土地改良区	譲与	173.7	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量0.473m³/s			
松野本頭首工	濁川				392.1	可動堰 河川ゲート4門 取水工右岸 最大取水量1.502m³/s			
慶徳頭首工	濁川				178.9	ゴム堰 河川ゲート4門 取水工左岸 最大取水量0.559m³/s			
一の堰頭首工	田付川				149.8	起伏堰 河川ゲート3門 取水工左岸 最大取水量0.550m³/s			
堂畑頭首工	姥堂川				129.4	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.456m³/s			
綱取頭首工	大塩川				328.2	固定堰 土砂吐ゲート1門 取水工右岸 最大取水量1.186m³/s			
諏訪頭首工	大塩川				104.9	ゴム堰 河川ゲート2門 取水工左岸 最大取水量0.338m³/s			
三吉頭首工	大塩川				244.8	可動堰 河川ゲート2門 取水工右岸 最大取水量0.792m³/s			
栗生沢堰	押切川				福島県			35.2	既設利用・県ぽ改修
中江堰	濁川				県(河川)	土地改良区	譲与	44.1	濁川河川改修補償施設
小塩堰	大塩川				県(河川)			41.0	大塩川河川改修補償施設
幹線用水路	—	農林水産省	農林水産省	受託	—	5路線 日中幹線用水路の一部区間は上水(市水道課)と農水(国)の共同財産			
支線用排水路	—	県・土改区	土地改良区	譲与等	—	県営かん排・団体営かん排など			
中の沢揚水機	—	土改区	土地改良区	土改区	8.8	松野右岸掛			
無行帰沼	田付川	自然沼・県	土地改良区	土改区	13.5	ため池			

※受益面積は水利使用規則・重複あり

### (2) 遠田貝沼水系揚水機等基幹施設維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則 (期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	3,925千円	代かき期：5月 6日～5月15日 普通期：5月16日～9月 6日	団：遠田貝沼用水樋管 H24.1 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記
遠田貝沼揚水機場及び導水路	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	206.6	渦巻きポンプ450mm電動機132kw 渦巻きポンプ350mm電動機75kw VUφ500~600パイプライン 分水工N=2 最大取水量0.567m³/s

### (3) 遠田第二揚水機維持管理事業

内容	事業費	かんがい期間	水利使用規則 (期間10年)
会津北部土地改良区維持管理事業計画に基づき、対象施設を適正に維持管理し、かんがい用水を供給する。	1,947千円	代かき期：5月 6日～5月15日 普通期：5月16日～9月 6日	団：遠田第二揚水機 R3.2 会津北部土地改良区 ※水利使用規則に基づき9月7日以降は揚水機の運転を停止する。

管理対象施設名	河川	造成主体	所有	管理形態	受益面積 (ha)	諸元・付記
遠田第二揚水機	日橋川	福島県	土地改良区	譲与	29.7	渦巻きポンプ250mm電動機15kw 最大取水量0.088m³/s

### (4) 基幹水利施設管理事業 八方頭首工 操作管理受託事業

内容	事業費	受託施設諸元						
		河川	造成主体	所有	管理者	形態	受益面積 (ha)	諸元
喜多方市、北塩原村、会津坂下町が管理者である国営八方頭首工の操作管理業務を受託する。	3,543千円	押切川	農林水産省	農林水産省	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	受託	2,768.3	可動堰 河川ゲート4門 取水工両岸 最大取水量5.851m³/s

(5) 大平沼発電事業

内容	事業費	発電所施設諸元					付記
		河川	造成主体	所有	形態	諸元	
国営会津北部農業水利事業で造成された大平沼発電所の管理を受託し発電事業を実施する。 発電収益により関連施設の電気料を賄うとともに他の土地改良施設維持管理経費の負担軽減を実施する。	14,471千円	濁川	農林水産省	農林水産省	受託	最大出力 570kw 計画発生電力 3,200Mwh/年	令和3年度 売電見込額 7,850千円 購入電気料金 6,500千円 令和3年5月～翌年3月まで稼働停止 (国営事業による発電所更新工事)

2. 地区面積および組合員数

項目	市町村	喜多方市			北塩原村	会津坂下町	湯川村	計	
		旧喜多方市	旧塩川町	旧熱塩加納町					
地区面積 (ha)		2,787.2	1,218.4	590.1	4,595.7	161.4	7.9	1.4	4,766.4
田		2,764.3	1,218.4	543.8	4,526.5	161.4	7.9	1.4	4,697.2
畑		22.9	0.0	46.3	69.2	0.0	0.0	0.0	69.2
組合員 (人)		2,200	808	560	3,568	151	37	1	3,757

3. 関連事業実施計画

(1) 国営会津北部かんがい排水事業

地区名	区分	全体計画	令和2年度まで	令和3年度計画	令和4年度以降	付記
会津北部	内容	国営造成施設 保全対策工	八方・下台・関柴・日中 幹線保全対策	八方・下台頭首工 保全対策	国営造成施設 保全対策工	【負担割合】 国 66.66% (2/3) 県 17.00% ※H30から19.34% 市町村 8.17% ※H30から9.00% 受益者 8.17% ※H30から5.00%
		測量試験費	大平取水・放流設備保全対策 大平沼小水力発電改修 八方外3頭首工保全対策	大平沼発電改修 改修3期(3年国債) 水管理施設 改修1期(3年国債)	測量試験費	
		営繕費等事務費	頭首工 実施設計 営繕費等事務費	頭首工 実施設計 営繕費等事務費	営繕費等事務費	
	事業費	5,749,000千円	2,733,000千円	945,000千円	2,071,000千円	工期 H28~R5 (8年間)

(2) 県営水利施設等保全高度化事業

地区名	区分	全体計画	令和2年度まで	令和3年度計画	令和4年度以降	付記
会津北部	内容	県営造成 頭首工 用水路 施設機械保全対策工	三吉・松野右岸用水路改修 松野本外4頭首工 電気計装設備更新 綱取頭首工護床工改修 半在家外2頭首工 開閉装置点検整備 実施設計	半在家用水路 余水吐改修 松野右岸用水路更新 綱取・塩川2号用水路 ゲート更新・補修	国営造成施設 保全対策工	【負担割合】 国 50.00% 県 25.00% 市町村 8.00% 受益者 17.00%
		測量試験費		実施設計	測量試験費	
		事業費	500,000千円	281,000千円	※ 60,000千円	
						工期 H30~R4 (5年間)

※令和2年度追加補正予算を今年度に繰越し令和3年度に工事実施。

(3) 市町村営事業【土地改良区への支援・関連施設の管理事業】

事業名	事業費	事業実施主体	付記
基幹水利施設管理事業 八方頭首工	4,720千円	喜多方市 北塩原村 会津坂下町	土地改良区への操作委託費 3,171千円 国 30% 県 30% 市町村 20% 組合員負担 20%
国営造成施設管理体制整備促進事業	8,800千円		多面的経費支援 補助対象 通常管理経費の37.5%以内 国 50% 県 25% 市町村 25% 組合員負担なし

(4) 県営日中ダム管理事業

年度事業費	施設管理者/持分	管理形態	持分事業費	組合員負担額	付記	ダム諸元	
						造成	付記
112,670千円 内訳 人件費 22,887千円 運営費 41,292千円 整備費 48,491千円	農水 県農林水産部 49.0%	管理受託	55,209千円	15,083千円	市町村補助金 3,862千円	農林水産省	【非洪水期11月1日～6月13日】 満水位 標高 480m 総貯水量 24,600千m <sup>3</sup> 有効貯水量 23,100千m <sup>3</sup>  【洪水期6月14日～10月31日】 満水位 標高 463m 洪水調整容量 11,000千m <sup>3</sup> 農業用水容量 11,300千m <sup>3</sup> 水道用水容量 800千m <sup>3</sup>
							国営かんがい排水事業 押切川総合開発事業

(5) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業【日中ダム非常用発電設備更新工事】

事業費	※日中ダムは国営造成施設の中でも重要施設に位置づけられており、 防災・減災事業の観点から農側の事業費負担はなく国100%で事業を行っている。
126,057千円	

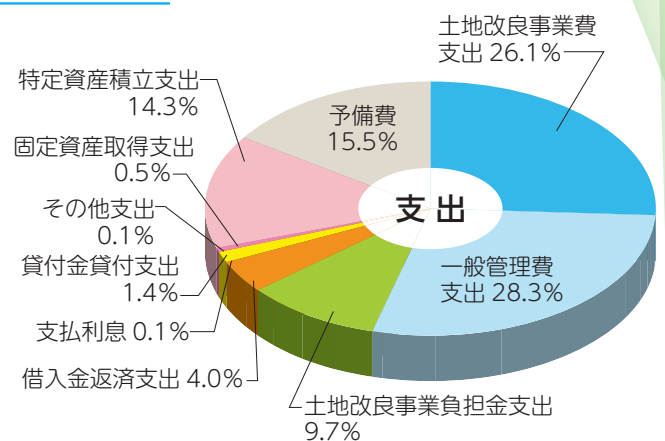
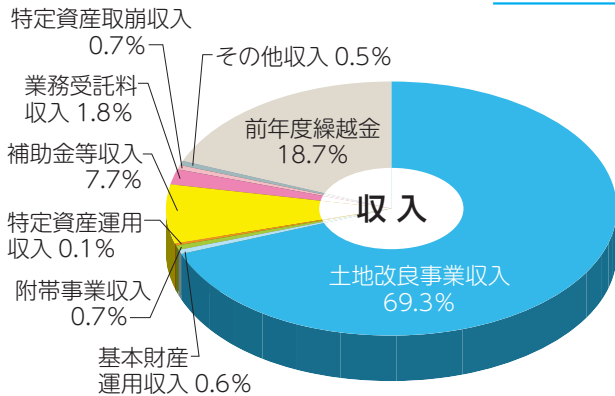


4. 予算 — 令和3年度の一般会計並びに大平沼発電事業特別会計の収入と支出となります。 —

**一般会計** 収支予算額 **166,026千円**

収入			支出		
項目	予算額(千円)	付記	項目	予算額(千円)	付記
土地改良事業収入	115,106	経常賦課収入 106,578 〔一般経常 51,917〕 〔維持管理 54,661〕 特別賦課収入 6,738	土地改良事業費支出	43,309	日中ダム水系基幹 33,894 遠田貝沼揚水等基幹 3,925 遠田第二揚水機 1,947 八方頭首工受託業務 3,543
附帯事業収入	1,100	電柱敷地料・手数料	一般管理費支出	46,976	運営事務費 44,826 事務所費 2,150
基本財産運用収入	970	賃借料	土地改良事業負担金支出	16,028	日中ダム管理費関連 15,083 (12,881+2,202) 県営事業分担金 1 市町村営事業負担金 944
特定資産運用収入	110	預金利子	借入金返済支出	6,658	日本政策金融公庫
補助金等収入	12,765	国造管体事業・ダム管理補助	支払利息	228	
業務受託料収入	2,981	八方頭首工操作受託料	貸付金貸付支出	2,387	発電事業へ運転資金の貸付
特定資産取崩収入	1,089	決済金積立資産取崩 遠田第二揚水機積立資産取崩 (修繕)	その他支出	201	
その他収入	905		固定資産取得支出	800	器具備品取得
前年度繰越金	31,000	日中ダム水系基幹施設 13,350 遠田貝沼揚水機等 2,800 遠田第二揚水機 650 一般管理(共通) 14,200	特定資産積立支出	23,776	
			予備費	25,663	日中ダム水系基幹施設 9,613 遠田貝沼揚水機等 2,800 遠田第二揚水機 650 一般管理(共通) 12,600

**一般会計構成比**



**大平沼発電事業特別会計** 収支予算額 **19,500千円**

収入			支出		
項目	予算額(千円)	付記	項目	予算額(千円)	付記
発電事業収入	7,850	年計画発電量 3,200Mwh ※国営かんがい排水事業の発電所更新工事により停止期間5月～翌年3月	発電事業支出	14,471	発電所管理費
特定資産運用収入	1	預金利子	一般管理費支出	1,950	発電事業一般管理費
特定資産取崩収入	9,156	発電停止により取崩	固定資産取得支出	2	
その他収入	2		国庫納付金支出	1	国庫返納
借入金借入収入	2,387	発電停止により売電収益減のため一般会計から運営資金借入	その他支出	3	
前年度繰越金	104		他会計繰出金	1	土地改良施設管理費充当額
			特定資産積立支出	581	
			予備費	2,491	

国営かんがい排水事業にて大平沼発電所の水車発電機の更新工事を実施しているため、令和3年5月から令和4年3月まで発電を停止します。

工事竣工後、諸手続を経て、令和4年度内には固定価格買取制度 (FIT) が適用され、発電所の運転を開始する予定です。

# 令和3年度 賦課基準

	前期	後期
賦課発行	6月18日	9月17日
納付期限	7月20日	10月21日

**賦課金**は維持管理事業計画（県知事認可）に定める3水系の維持管理事業、国・県営大規模基幹的施設保全対策事業、県営日中ダム管理事業受益者負担金、改良区運営費等の主要な財源です。

今後も発電事業による売電、国・県補助事業の積極的取組みにより組合員の**維持管理費負担軽減**を図ります。

## 10aあたり賦課基準額

賦課金は4月1日現在の土地改良区土地原簿面積で算定します。

賦課種別	賦課金総額(千円)	対象面積(ha)	10aあたり賦課単価(円)				発行日	納付期限日	付記	
			年度単価	前期	後期					
経常賦課	一般経常賦課金	51,858	4,693.7	1,100	田 550	田 550	前期 6月18日	7月20日		
			69.2	330	畑 165	畑 165	後期 9月17日			
	一般経常無行帰沼賦課金	59	13.5	440	田 440		前期 6月18日	7月20日		
	日中ダム水系基幹施設維持管理賦課金	49,789	4,526.3	1,100	田 550	田 550	前期 6月18日 後期 9月17日	7月20日 10月21日		
	遠田貝沼揚水機等基幹施設維持管理賦課金	3,925	206.6	1,900	田 950	田 950				
遠田第二揚水機維持管理賦課金	947	29.6	3,200	田 1,600	田 1,600					
特別賦課	日中ダム水系基幹施設 県営・団体営 事業賦課金	4,518.4	114		田 114	畑 114	後期 9月17日	10月21日	喜多方市 北塩原村	
		7.8	55		田 55				会津坂下町	
	諏訪県営事業償還賦課金	33.2	942		田 942		後期 9月17日	10月21日	旧喜多方	
		39.5	804		田 804				旧塩川	
	諏訪県営事業暗渠排水償還賦課金	148	11.4	1,301		田 1,301	後期 9月17日	10月21日		
	諏訪県営事業客土償還賦課金	38	1.9	1,998		田 1,998				
	天井沢県営事業償還賦課金	286	55.1	519		田 519				
	天井沢県営事業 暗渠排水償還賦課金	37	4.2	879		田 879				
	天井沢県営事業客土償還賦課金	3	0.3	1,226		田 1,226				
	天井沢県営事業 区画整理 第1工区償還賦課金	10	0.8	1,343		田 1,343				
	天井沢県営事業 区画整理 第2工区償還賦課金	25	0.6	4,328		田 4,328				
	沼川地区事業賦課金	45	11.7	385	田 385				前期 6月18日	7月20日
	反田県営事業 償還賦課金	334	39.2	853		田 853			後期 9月17日	10月21日
反田県営事業暗渠排水償還賦課金	5	0.6	750		田 750					
反田県営事業客土償還賦課金	23	0.7	3,000		田 3,000					

### 期限内の納付を



納付期限を過ぎますと日数に応じて年率**9.3%**が**過怠金として加算**されてしまいます。期限内の納付をお願いいたします。

近年、中間管理権や農業委員会議決による利用権が設定された農地において、賃借料を受けているにもかかわらず、賦課金の滞納が発生し問題化しております。所有者が組合員で賦課金が未納の場合、耕作している方に多大な迷惑がかかりますので、速やかにご納入くださるようお願いいたします。

領収書は大切に保管してください。

領収書の再発行はいたしかねます。 賦課金納付証明書には1件100円の手数料が必要です。

賦課金納付には**口座振替を是非ご利用ください。【ご利用できる金融機関】**

1. JA会津よつば管内各支店(喜多方中央・喜多方・熱塩加納・塩川・北塩原・広瀬)
2. ゆうちょ銀行

通帳からの振替日(口座引落日)は納付期限と同日、前期7月20日・後期10月21日です。お手数をお掛けしますが、**納付期限の前日までに**、ご確認のほどよろしくようお願いいたします。

【お問合せ窓口】  
総務課 賦課徴収係  
0241-22-7356



## 農林水産省東北農政局 会津南部農業水利事業所 会津北部農業水利事業建設所 畠山 順 所長 ご挨拶

4月1日付の異動により、仙台市の東北農政局農村振興部設計課から会津北部農業水利事業建設所長に着任いたしました。会津北部土地改良区の組合員の皆様におかれましては、日頃より、会津北部農業水利事業の推進にご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の基本方針（今後概ね5年間）は、『産業政策』と『地域政策』を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立」とされており、その講ずべき施策の「農業の持続的な発展」「農業生産基盤整備」において、当事業が位置付けられています。また、この基本方針には、東日本大震災からの復旧復興と新型コロナウイルス感染症等への対応も網羅されています。このように、食と活力ある農業・農村を次世代につなぐための施策がセットされています。私たちはこの底辺となる農業基盤整備を担っており、引き続き会津北部農業水利事業を円滑に実施し、組合員の皆様のご期待に応えられるよう進めてまいります。

本事業の進捗率は46%（令和2年度末、事業費ベース）であり、今年度にピークから終盤へと移行する大事な時期となります。大平沼小水力発電施設改修工事、八方頭首工改修工事を今年度中に完成させ、下台頭首工改修工事、水管理施設改修工事等に着手する予定です。工事実施に際し、引き続き皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

これらを実施する建設所職員は、4月に11人中5名が新メンバーとして入れ替えとなり、専門分野を経験した技術者と新採2年目の若手技術者が配属され、実施する上で、新たな視点で見つめ直す効果に期待をするものです。

私事、4年前まで国営会津南部農業水利事業所開所時の工事課長を経験させていただき、再度、会津の地の魅力を堪能する機会が得られ、非常にありがたく思っているところです。

国難と言われるコロナ禍ではありますが、まずは、何事も着実に実施し成果を上げることが重要と考えております。

貴土地改良区、組合員の皆様の益々の繁栄をご祈念しご挨拶といたします。

### 1. 国営かんがい排水事業の進捗状況

総事業費 <b>57.49億円</b>	令和2年度まで <b>26.40億円</b>	令和3年度 <b>9.4億円</b>
<b>【全体計画】</b>	<b>【実施状況】</b>	<b>【実施予定】</b>
①日中ダム・大平沼・関柴ダム取水施設の改修 ②松野・八方・下台・塩川頭首工の改修 ③日中・八方・下台・関柴・塩川幹線水路の改修 ④水管理施設更新 ⑤大平沼小水力発電施設更新 関柴小水力発電施設新設	①大平沼取水ゲートの改修 ②八方頭首工の改修工事着手 ③下台頭首工ゲート設備改修工事 ④日中・八方・下台・関柴幹線水路の改修工事 ⑤非常用発電施設の更新工事 ⑥大平沼小水力発電施設の更新工事着手 ⑦水管理施設の調査設計	①関柴ダム取水施設の改修工事 ②八方頭首工の改修工事完了 下台頭首工の土木施設改修工事着手 ③大平沼発電施設の更新工事完了 ④水管理施設改修工事に着手

### 2. 会津北部農業水利事業建設所 職員紹介

氏名	役職	担当業務	出身地
畠山 順*	所長	総括	岩手
西尾 光弘*	工事課長	副総括	福井
齋 須 秀 樹*	技術専門官	対外協議・工事関係・調査設計	福島
三星 由未	庶務係員	庶務関係	福島
高橋 猛	用地補償係長	用地補償関係	新潟
夏井 賢一*	行政専門員	用地補償関係	福島
渡 直 樹	設計係長	予算管理・調査設計・工事関係・対外協議	埼玉
後藤 健太郎*	設計係員	予算管理・調査設計・工事関係・対外協議・工事事務	宮城
金子 一好	調査係長	調査設計・工事関係・対外協議	山形
菊池 直子	非常勤職員	庶務関係	福島
五十嵐 孝	非常勤職員	運転手	福島

\* 4月から着任しました。よろしくお願ひします。





## 関連事業実施状況

### 国営会津北部かんがい排水事業

平成28年に着手した国営会津北部かんがい排水事業は5年を経過し、関係機関のご尽力で順調に進捗しています。

令和2年度は

八方頭首工 河川ゲート塗装2門、下流エプロン・護床工の改修、排砂ゲート電動化  
 大平沼小水力発電所 仮設ヤードの造成  
 日中幹線用水路 電気防食工事等が実施されました

なお、大平沼小水力発電所は令和元年度より3年国債にて水車発電機の製作を開始しています。

#### 国営八方頭首工

施設管理者：喜多方市・北塩原村・会津坂下町 造成 昭和59～61年度 農林水産省  
 受益面積 2,768.3ha

八方頭首工で取水した農業用水は八方幹線用水路を通り、分水工、田付川、姥堂川大塩川へ分水放流して、下流の頭首工で再取水して農地へ配水します。

日中ダムのかんがい用水を各地域へ配水するための重要な施設です。

左岸用水路は八方ため池を経由して農業用水を供給するとともに、喜多方市中心市街地の生活用水としても利用され、土地改良施設の多面的機能を発揮しています。



令和2年度 長寿命化対策工事 △▷



#### ▽工事の状況



令和2年度は左岸側河川ゲート2門の塗装及び下流護床工・エプロンの保全対策工事と排砂ゲート電動化工事が実施されました。

#### ▽施工前 劣化状況



令和3年度は堰柱の保全対策工事等が実施される予定です。







△下台頭首工

▽排砂ゲート電動化・河川ゲート塗装



△大平沼発電所 仮設ヤード造成



◁日中幹線制水工ユニット交換



△日中幹線用水路  
電気防食工事



△日中幹線第1・2・3号分水工  
漏水対策工事

## 県営水利施設等保全高度化事業 会津北部地区

本事業は平成30年の事業採択後、実施4年目となりました。国営附帯県営かんがい排水事業により造成された頭首工の施設機械計測機器の更新および保全対策、支線用水路の長寿命化保全対策工事が予定工期5年で実施されます。

令和2年度は松野右岸用水路の長寿命化保全対策工事、三吉・半在家・松野本・一の堰頭首工の施設機械計測機器の更新等が実施されました。

今後も頭首工・支線用水路などの土木工事を予定しています。工事中は仮設工設置などで非かんがい期の通水を停止する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

▽松野右岸用水路 長寿命化保全対策



▽松野本頭首工  
施設機械計測機器更新、河川ゲート開閉機点検



▽三吉頭首工  
施設機械計測機器更新、河川ゲート開閉機点検





## 水は大切な資源です。ルールを守って利用しましょう！ 掛け流しはやめましょう！

かんがい用水運用は、降雨量や気象状況、ダム貯水量や河川流況を総合的に勘案しながら、ダム放流量、頭首工取水量、分水工流量、揚水機取水量を判断し、河川法により許可された水利使用規則に基づき用排水維持管理委員会及び水利委員会と協議調整して実施しています。

用水量調整のご要望は、上流の状況をご確認のうえ、地域の水利委員会・水利委員を通して、土地改良区へご連絡ください。配水計画に基づき運用するため個人のご要望にはお応えしかねます。

### 用排水維持管理委員会

本委員会は受益地域内における用水運用配分を円滑に実施するために組織されています。 (敬称略)

水利委員会名	行政区	水利委員会名	行政区
八方幹線1.2.3号分水	岩月町 (天井沢)	松野右岸用水路	慶徳町 (豊岡)
八方幹線4.5.6号分水	岩月町 (宮中)	慶徳左岸用水路	慶徳町 (新宮)
八方幹線8号分水	岩月町 (稲村)	慶徳右岸用水路	慶徳町 (新宮)
下台八方幹線9号分水	関柴町 (上高額)	日中幹線1.2.3号分水	熱塩加納町 (日中上)
八方幹線11号分水	関柴町 (西中明)	日中幹線4号分水	熱塩加納町 (下根岸)
八方幹線13号分水	関柴町 (小松)	日中幹線5.6号分水	熱塩加納町 (上野)
綱取八方幹線17号分水	熊倉町 (熊倉下)	日中幹線7.8号分水	熱塩加納町 (田中)
諏訪頭首工	塩川町 (宮ノ目)	半在家頭首工	熱塩加納町 (半在家)
三吉幹線	塩川町 (中ノ目)	堂畑頭首工	豊川町 (堂畑)
一の堰頭首工	豊川町 (一の堰)	中江堰	上三宮町 (下三宮)
塩川幹線用水路	塩川町 (第六)	宇津野栗生沢堰	熱塩加納町 (栗生沢)
松野本右岸用水路	上三宮町 (五分一)	沼 川	岩月町 (治里)
松野左岸用水路	豊川町 (綾金)	遠田貝沼	塩川町 (下遠田)
		遠田第二	塩川町 (下遠田)

担当代表理事 飯野利光 担当理事 庄司英喜・高崎弘明

遠田貝沼揚水機場管理人 佐瀬恒男(下遠田) 遠田第二揚水機管理人 星慶喜(下遠田)

日中ダム水系施設巡視嘱託員 中森延春

**【お問合せ窓口】**  
 事業管理課  
 0241-22-7356



該当する水系の水利委員会と調整のうえ、管理対象施設の取水量を変更します。なお、水量変更後の地域間の分水調整は、水利委員会・水利委員・集落役員の方々をお願いしています。

変更量に合わせた分水調整を適宜行ってください。

日中ダムの放流量は農側施設管理者である福島県農林水産部と土地改良区で協議し、放流量を決定しています。

先達の努力の結晶であり、日中ダム造成など施設整備への投資と組合員みなさまの維持管理経費負担によって配水されています。

**水田への掛け流し**は、他の組合員への迷惑となり用水不足の原因となりますので**お止めください**。各地域の取り決めと水利委員会の指示に従ってご利用ください。

刈草の管理は徹底してください  
 下流のみなさんが困っています



水路にゴミを捨てないで  
 不法投棄は犯罪です



**警告**  
**掛け流しはお止めください**  
 かんがい用水は無限ではありません  
 限りある貴重な資源であり財産です



# おしらせ

水利委員会の皆様、  
早朝よりご協力  
ありがとうございました。

## 水利委員会・土地改良区 代かき用水最大量 通水

例年、代かき用水の最大量通水に合わせて各地域の水利委員会の立会のもと、流量の調整を実施しています。



八方幹線 1・2・3 号分水水利委員会



下台八方幹線 9 号分水水利委員会



一の堰頭首工水利委員会



三吉幹線水利委員会



塩川幹線用水路水利委員会



遠田貝沼水利委員会

## 田んぼの学校(関柴小学校) 生き物調査・施設見学・稲刈り実施



施設見学

平成30年度より始まったふくしまの農育推進事業「田んぼの学校」が、5月に予定していた田植え体験を除き、新型コロナウイルスの感染対策をしっかりと行い、関柴小学校の3年生～6年生を対象に実施されました。

7月に小学校近くの水路にどんな生き物が暮らしているかの生き物調査、9月に日中ダムや土地改良施設の大切さを学ぶ施設見学、10月に稲刈り体験などの活動しました。



生き物調査



稲刈り体験

### 編集後記

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で、毎年日中ダムで開かれる「ひざわ湖まつり」や農業関係者で行う「農業まつり」等のイベントが相次いで中止となりました。

そんな中でも平成30年度より実施されている「田んぼの学校」は、しっかり感染対策をした上で、実施することができ、小学生に改めて農業の楽しさなどを身近に感じ、体験してもらえて土地改良区の職員としても嬉しく思います。

組合員の皆様には事務所にお越しの際、感染予防対策によりご不便をお掛けすることがございますが、何卒ご協力をよろしくお願い致します。 広報編集者

〒966-0017

福島県喜多方市関柴町三津井字前田454-1

TEL : 0241-22-7356

FAX : 0241-22-7396

E-mail : info@aizuhokubu.or.jp

会津北部土地改良区 |

検索

<http://www.aizuhokubu.or.jp/>



# 忘れずに届出ください

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更(組合員の権利、賦課金納付等の義務)は法務局・市町村窓口・農業委員会・中間管理機構などでの手続きでは変更できません。  
忘れずに土地改良区に関係書類の届出をして、手続きを行ってください。



- 農地を異動したとき  
(売買・利用権設定・中間管理事業・交換)
- 組合員が亡くなられたとき  
(相続、未登記の法定相続を含む)
- 農業者年金の受給や農業経営を後継者へ移譲したとき
- 生前一括贈与・住所等を変更したとき



## 組合員資格 得喪の通知

【土地改良法第43条】義務

- ・土地改良区の組合員(維持管理事業を含む土地改良事業の参加資格者)となるのは、管内農地の耕作者(使用収益権者)または所有者(未登記の法定相続を含む)です。 →【土地改良法第3条】
- ・組合員として権利義務を取得される方は、当該農地の耕作者か所有者のいずれかであり任意です。所有者・耕作者・中間管理機構などの関係者で、誰が組合員となるか、賃借料決定の前によく話し合い、組合員が変更となる場合には組合員資格得喪通知(連名)の届出を土地改良区へ提出してください。

福島県農業振興公社(中間管理機構)による中間管理権設定の場合も同様です。

→【土地改良法第43条】

なお、耕作権(中間管理権を含む)が設定された土地について、引き続き所有者が組合員となる場合には、農業委員会への届出と承認が別途必要です。

- 農地を農地以外に転用するとき
- 農地が公共事業によって買収されたとき



## 農地転用等の通知 地区除外申請

「農地転用許可申請に要する意見書交付願」の申請期日は毎月20日です。申請はお早めをお願いいたします。

期日前までの申請であっても当該月末までに意見書交付をお約束するものではありません。

意見書交付には決済金の納付、現地確認手数料・同意書発行手数料の納入が必要です。

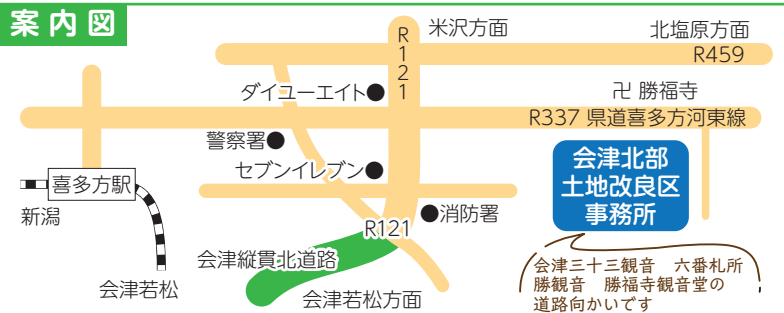
公共事業による買収転用に伴う地区除外においても地区除外申請手続・決済金納付が必要ですのでご注意ください。

### 令和3年度 決済金単価

- 日中ダム水系地区決済金 108,700円/10a
- 遠田貝沼水系地区決済金 23,800円/10a
- 遠田第二水系地区決済金 33,000円/10a

※特別賦課金対象農地である場合は別途相当分が加算されます。

### 案内図



業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日除く)